

黒石市税納付書等の送付用窓付封筒の有料広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、黒石市税納付書等の送付用窓付封筒に有料広告（以下「市税窓付封筒広告」という。）を掲載する際に必要な事項を定める。

(広告の内容)

第2条 市税窓付封筒広告は、黒石市有料広告取扱要綱第3条に該当するものについては、掲載しないものとする。

(規格及び広告料)

第3条 市税窓付封筒広告の規格及び広告料は、別表1のとおりとする。

(広告の申込み)

第4条 封筒広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、黒石市税納付書等の送付用窓付封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び広告の版下原稿を、市長に提出するものとする。

(広告の決定及び通知)

第5条 市長は、広告掲載希望者から前条の規定による申し込みがあったときは、当該広告掲載希望者及び広告内容が、市税窓付封筒広告として適当であるかを審査するものとする。

- 2 広告掲載希望者の数が募集する広告の数を超えたときは、原則として入札で決定するものとする。
- 3 前2項の規程による広告主の選定は、広告選定委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。
- 4 委員会の委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 広告主の選定結果は、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(広告料の請求等)

第6条 市長は、市税窓付封筒広告の掲載を決定した時は、納付期限を定め広告料を請求するものとする。

- 2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括納付するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、市税窓付封筒広告の掲載に関して必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、告示の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

掲載位置	封筒表面
サイズ	縦 3 cm×横 9 cm
留意点	広告に次の事項を明確に表示すること ①広告主の名称及び連絡先 ②縦2 cm×横1 cm以上の大きさの「広告」の表示
広告料	10,000 枚まで一枚当たり 9.5 円 20,000 枚まで一枚当たり 8.5 円 30,000 枚まで一枚当たり 8 円 それ以上は一枚当たり 7.5 円 ※ 単位は 1,000 枚とする。

別表2 (第5条関係)

広告選定委員会	
委員長	企画財政部長
副委員長	税務課長
委員	収納課長
委員	国保医療課長
委員	企画課長